

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令

○長崎県被服貸与規程の一部改正

所管課（室）名

人 事 課

◎ 告 示

- ・長崎県資源管理方針の変更
- ・長崎県知事管理漁獲可能量の認定
- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更
- ・保安林の指定の予定
- ・県が発注する森林整備作業の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の審査の申請の時期及び方法等
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（6件）
- ・公有水面埋立ての竣功認可
- ・指定公金事務取扱者の指定

漁 業 振 興 課

〃

〃

林 政 課

森 林 整 備 室

道 路 維 持 課

〃

港 湾 課

会 計 課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出
- ・県営土地改良事業の工事の完了（2件）
- ・測量の実施（2件）
- ・測量の終了
- ・一般競争入札の実施

経 営 支 援 課

農 村 整 備 課

建 設 企 画 課

〃

教 育 環 境 整 備 課

◎ 教育委員会規則

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

働 き が い 推 進 室

訓 令

長崎県訓令第7号

本 庁

地方機関

長崎県被服貸与規程（昭和32年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（貸与範囲） 第2条 略	（貸与範囲） 第2条 略

2 被貸与者が公署を異にする異動に伴い、引き続き同一種類の被服の貸与を受けることとなるときは、前項の規定にかかわらず、現に貸与している貸与被服を引き続き使用させるものとする。

(貸与の手続)

第3条 所属長は、貸与申請及び貸与品借用一覧表（別記様式第1）を備え、貸与の状況を記録しなければならない。

(貸与品の返還)

第5条 貸与を受けた職員は、退職したとき又は第2条に規定する貸与を受ける資格を失ったときは、貸与品を速やかに返還しなければならない。ただし、所属長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(滅失、き損の場合の措置)

第7条 貸与品を滅失したとき又は汚損若しくはき損により使用に堪えなくしたときは、直ちに所属長に申し出なければならない。

2及び3 略

(貸与台帳)

第8条 所属長は、貸与台帳（別記様式第2）を備え、貸与品の受払を明確にしておかなければならない。

2 前項の貸与台帳の管理については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、貸与品の出納、保管、処分等に関しては、長崎県物品取扱規則（平成20年長崎県規則第10号）の定めるところによる。

(貸与の手続)

第3条 貸与を受けようとする職員は、貸与申請書（別記様式第1）及び借用証書（別記様式第2）を所属長に提出しなければならない。

(貸与品の返還)

第5条 貸与を受けた職員は、退職したとき又は第2条に規定する貸与を受ける資格を失ったときは、すみやかに返還書（別記様式第3）を添え、所属長に返還しなければならない。

(滅失、き損の場合の措置)

第7条 貸与品を滅失したとき又は汚損若しくはき損により使用に堪えなくしたときは、直ちにき損・滅失届（別記様式第4）を提出しなければならない。

2及び3 略

(貸与台帳)

第8条 所属長は、貸与台帳（別記様式第5）を備え、貸与品の受払を明確にしておかなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、貸与品の出納、保管、処分等に関しては、長崎県物品取扱規則（昭和40年長崎県規則第75号）の定めるところによる。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。
別記様式第1（第3条関係）

貸与申請及び貸与品借用一覧表											
下記の貸与品目について、申請のとおり貸与する。											
貸与品目名	数量	貸与年月日	所属コード	所属名	職種	職員番号	氏名	申請者印	取扱者印	受領者印	出納員印 (会計印)

別記様式第2（第8条関係）

貸与台帳							
所属	貸与職種	区分	サイズ等	貸与日	貸与期限	貸与終了日	貸与終了処理

別記様式第3から別記様式第5までを削る。
附 則
この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第623号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和6年12月27日から適用する。なお、第14条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2－1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3－65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1）及び（別紙1－2）略 （別紙1－3） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。 <table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁獲努力量</th></tr><tr><td>長崎県まあじその他漁業</td><td>18,000隻</td></tr></table> 第5 略 （別紙1－4） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県まいわしその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。 <table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁獲努力量</th></tr><tr><td>長崎県まいわしその他漁業</td><td>18,000隻</td></tr></table> 第5 略 （別紙1－5） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	漁業の種類	漁獲努力量	長崎県まあじその他漁業	18,000隻	漁業の種類	漁獲努力量	長崎県まいわしその他漁業	18,000隻	第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2－1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3－65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1）及び（別紙1－2）略 （別紙1－3） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。 <table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁獲努力量</th></tr><tr><td>長崎県まあじその他漁業</td><td>19,000隻</td></tr></table> 第5 略 （別紙1－4） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県まいわしその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。 <table><tr><th>漁業の種類</th><th>漁獲努力量</th></tr><tr><td>長崎県まいわしその他漁業</td><td>19,000隻</td></tr></table> 第5 略 （別紙1－5） 第1～第3 略 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	漁業の種類	漁獲努力量	長崎県まあじその他漁業	19,000隻	漁業の種類	漁獲努力量	長崎県まいわしその他漁業	19,000隻
漁業の種類	漁獲努力量																
長崎県まあじその他漁業	18,000隻																
漁業の種類	漁獲努力量																
長崎県まいわしその他漁業	18,000隻																
漁業の種類	漁獲努力量																
長崎県まあじその他漁業	19,000隻																
漁業の種類	漁獲努力量																
長崎県まいわしその他漁業	19,000隻																

長崎県さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県さんま漁業	<u>18,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-6)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県するめいか漁業	<u>18,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-7)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まさば及びごまさば その他漁業	<u>18,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-8)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

長崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県かたくちいわし漁業	<u>18,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-9)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県うるめいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力

長崎県さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県さんま漁業	<u>19,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-6)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県するめいか漁業	<u>19,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-7)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まさば及びごまさば その他漁業	<u>19,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-8)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

長崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県かたくちいわし漁業	<u>19,000</u> 隻

第5 略

(別紙1-9)

第1～第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県うるめいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力

量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県うるめいわし漁業	18,000隻

第5 略

(別紙1-10)

第1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県まだい漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まだい漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数18,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まだい漁業	18,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1) 略

(別紙3-1)～(別紙3-5) 略

(別紙3-6) 削除

まだい日本海西部・東シナ海系群（令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。）

量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県うるめいわし漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-10)

第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（17,540トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まだい漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県まだい漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まだい漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まだい漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1) 略

(別紙3-1)～(別紙3-5) 略

(別紙3-6) 削除

まだい日本海西部・東シナ海系群（令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。）

(別紙 3－7)～(別紙 3－65) 略	する事項 長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> なし (別紙 3－7)～(別紙 3－65) 略
-----------------------------	--

長崎県告示第624号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県においてまあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和7年1月1日から12月31日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。

【まあじ】	21,200トン
【まいわし対馬暖流系群】	24,100トン
【さんま】	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	50,000トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	46,000トンの内数
【まだい日本海西部・東シナ海系群】	5,900トンの内数

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和7年1月1日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。

【まあじ】	
長崎県まあじ中型まき網漁業	18,000トン
長崎県まあじその他漁業	現行水準
【まいわし対馬暖流系群】	
長崎県まいわし中型まき網漁業	22,690トン
長崎県まいわしその他漁業	現行水準
【さんま】	
長崎県さんま漁業	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	
長崎県かたくちいわし漁業	50,000トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	46,000トンの内数
【まだい日本海西部・東シナ海系群】	
長崎県まだい漁業	5,900トンの内数

長崎県告示第625号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和6年長崎県告示第210号）の一部を次のとおり変更し、令和6年12月27日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>836.800トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>208.700トン</u> 【するめいか】 現行水準 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>46.799トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>775.529トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 63.692トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 142.162トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>832.400トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>208.700トン</u> 【するめいか】 現行水準 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>43.399トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>774.529トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 63.692トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 142.162トン 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

長崎県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

対馬市上対馬町豊字西在所1231・1235の3・1235の5・1235の6・1235の10・1235の14・1241（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1235の4、1235の7から1235の9まで、1235の11、1235の12、1235の15、1235の17、1237、1258の1、1259の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第627号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する森林整備作業（1の森林整備作業をいう。）の契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森林整備作業

森林整備作業とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、植栽、

間伐等の森林の育成に関する工事（作業道等の関連する工事を含む。）及び人集う里山づくり事業実施基準第3条第2項に定める森林整備の森林整備工事並びに県営林作業委託実施要領及び県営林間伐素材生産販売事業委託要領に定める県営林作業をいう。なお、従事職員とは、技術職員と技術職員を除いたその他職員を合わせた者をいう。

2 競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 森林整備工事にあつては次のア、イのいずれかに該当する者であること。

県営林作業にあつては次のウ、エのいずれにも該当する者であること。

ア 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による長崎県知事の認定を受けた者

イ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（昭和53年12月8日長崎県告示第975号）第1の2の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札の参加資格（土木工事一式又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有し、長崎県内に本社又は本店を有する者

ウ 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）以外の者で、法第5条第1項の規定による認定を受けた者

エ 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通達）第2の1の(1)の規定により認定された森林整備合理化計画の施業受託者である者

(2) 事業主又は常時雇用している者が、次のいずれかの資格名称に該当する者であること。

ア 林業普及指導員又は林業改良指導員

森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

イ 技術士（森林部門）

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門）の2次試験に合格した者

ウ 林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者

法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから、林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者の認定を受けた者

エ 林業技士

一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

オ 林業に関する学科修了者

学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、植栽、間伐等の森林の育成に係る業務について、1年に60日以上かつ5年以上（同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上）の実務経験を有する者

カ 実務経験10年以上の者

森林整備作業に係る業務について、1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

キ 林業就業参入研修修了者

建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、かつ、林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

(3) 森林整備作業の経験を有する従事職員を常時3人以上雇用しており、かつ、当該職員のうち2人以上が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。なお、平成31年2月12日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、令和2年8月1日から、改正前の特別教育を受講した者も、今回の改正により補講を受講する必要があるので注意すること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

（郵送先）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課又は森林整備室

- (2) 申請の時期は、令和 7 年 1 月 4 日から令和 7 年 2 月28日までとする。
申請期日以降についても申請は可能であり、その際の期日は令和 8 年 9 月30日までとする。
 - (3) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては誓約書（様式第 2 号）
 - イ 法第 5 条第 1 項の認定を受けた者にあっては、改善計画認定通知書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあっては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、森林整備合理化計画の施業受託者にあっては、森林整備合理化計画認定通知書の写し
 - ウ 2 の(2)及び(3)に掲げる要件に該当する者であることを証する書類（様式第 3 号、様式第 8 号その他証明書の写し等）
 - エ 納税証明書（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収を猶予されている場合においては、納税証明書に替えて徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。）
 - オ 印鑑証明書
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類（添付の様式を参考に作成するものとする。）
- 4 資格審査及び資格の有効期間
- (1) 申請のあった資格要件を審査し、認定要件に該当する者は資格者名簿に登録し、申請者に通知する。
 - (2) 競争入札参加資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までとする。
ただし、申請期日以降の申請に係るものは、資格認定の日から令和 9 年 3 月31日までとする。

様式第 1 号

※受付番号		※登録番号	
-------	--	-------	--

※受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 郵便番号
住所
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添え申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 申請資格審査 申請する審査に○を記入

森林整備工事	
県営林作業	

2. 申請従事職員

名 称 等	人 数
従 事 職 員 の 数 (A)	人
(A) の うち 技 術 職 員 の 数	
資 格 等 の 名 称	人
(A) の うち 安 全 衛 生 教 育 を 受 け た 者 の 数	人

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 森林整備工事、県営林作業の両方の審査を申請する場合、両方に○をすること。
両審査で添付資料が重複する場合の提出は1部で良い。
- 3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの資格等（林業技士、実務経験等）により記入すること。
- 4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る）を受けた者の数を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 2 号

誓 約 書

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号

実 務 経 験 証 明 書

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加する者に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
電話・FAX番号

ふりがな 氏 名		証明者と被証明者との関係	
生年月日	年 月 日 (歳)		
連絡先	(〒 -) 住所 : 電話番号 (自宅 :)		
資格	年 月 卒業 (学校名 : 学科 :)		
実 務 経 験	期 間	勤 務 先 及 び 職 名	実 務 経 験 の 内 容
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	合 計 年 月		

- 注 1. 証明者は、会社もしくは森林組合等としてください。
2. 本書は、資格者の「林業に関する学科修了者」及び「10年以上の実務経験者」について技術職員毎に別葉で記入する。
3. 資格欄は、林業に関する学科修了者の場合に卒業年と学校名、学科を記入する。
4. 実務経験欄は、森林整備作業に係る実務経験年数を記入のこと。
5. 実務経験の内容は（記入例：治山事業・造林事業など）を記入する。
6. 実務経験の「期間」欄には、実際にその業務に従事した期間を記入する。
（1年に60日以上かつ10年以上（林業に関する学科修了者においては、要件を満たす経験年数以上）の経験があることを確認できるように記載すること。）
7. 林業に関する学科修了者の場合は、卒業証明書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(様式第4号)

白色申告者（個人事業者）に係る財務関係明細書（個人用）

貸 借 対 照 表

令和6年12月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金		支払手形	
当座預金		買 掛 金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未 払 金	
受取手形		前 払 金	
売 掛 金		預 り 金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前 払 金		固 定 負 債	
貸 付 金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引 当 金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無 形 固 定 資 産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元入金	
繰延資産		所得金額（損益計算書の(ス)）	
繰延費用			
事業主貸			
資 産 の 部 合 計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書

(令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで)

単位：円

経常損益	
(ア) 売上金額（雑収入含む）	
(イ) 売上原価（差引原価）	
(ウ) 差引金額（売上総損益）〔(ア)－(イ)〕	
(ロ) 経費	
(ハ) 差引金額 〔(ウ)－(ロ)〕	
各種引当金・準備金等	
(カ) 繰戻額等 〔(キ)＋(ク)〕	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ケ) 繰入額等 〔(コ)＋(カ)＋(シ)〕	
内訳 (コ) 貸倒引当金	
(カ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額 〔(ハ)＋(ケ)－(ク)〕	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

使 用 印 鑑 届

(本社等が長崎県と取引する場合に使用する印鑑)

社 印	代表者印

上記の印鑑は、入札及び見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

郵便番号
(本 社) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(印鑑証明書印を押印)

注 本社・本店（申請者）が、印鑑証明されたもの以外の印鑑を使用される場合に押印してください。
ただし、印影の変形しやすいものは除きます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 6 号

経 営 事 項

本社又は本店名

1. 経営状況（財務諸表等と整合させて記入してください。）

(1) 自己資本の額

区 分	直前決算期	剰余（欠損）金処分
払 込 資 本 金	千円①	—
準 備 金	千円②	千円④
積 立 金	千円③	千円⑤
繰 越 金（繰 越 欠 損）	—	千円⑥
合 計（①+②+③+④+⑤+⑥）		千円

(2) 売上高

直前第 2 年度分(A)	直前第 1 年度分(B)	年間平均額
		(A+B) / 2
千円	千円	千円

(3) 経営比率

流動資産の額(A)	流動負債の額(B)	流動比率
		A / B × 100
千円	千円	%

2. 森林整備作業実績（過去 2 年間）

年 度	面 積	請負金額	備 考
過去 2 年度目	ha	千円	令和 4 年度
過去 1 年度目	ha	千円	令和 5 年度

注 1 様式第 7 号「森林整備作業実績一覧」から転記してください。

2 実績がない場合は、「0」と記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第7号

森 林 整 備 作 業 実 績 一 覧

本社又は本店名

年 度	発注機関	元請・下請 区 分	作業名	作業場所	面積	作業内容	請負金額	契約 年月日
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
計								

- 注 1 申請日の属する年度の前2年度分（令和4年度、令和5年度）の森林整備作業に関する実績を年度別に記入する。
- 2 発注機関は、国、県、市町、公社、個人等を記入する。（下請を含む）
- 3 下請にあつては、「発注機関」欄に元請負者名を記載するとともに県等の発注機関名を、（ ）で記入する。
- 4 欄が不足するときは、別葉とする。
- 5 実績がない場合は、「作業名」欄に「なし」と記入する。
- 6 面積は、ha止め、請負金額は、千円止めとし、端数は、いずれも切り捨てる。
- 7 作業内容は、森林整備に関する内容を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 8 号

従 事 職 員 名 簿

本社又は本店名

区分	氏名	年齢	技術職員 (申請要領 2 の(2)関係)								従事職員作業経験(申請要領 2 (3)) 森林整備作業従事経験年数	労 安 法 に 基 づ く 安全衛生教育(伐木等の業務特別教育修了者) >
			①	②	③	④	⑤		⑥	⑦		
			林業普及指導員等	技術士(森林部門)	林業作業士等	林業技士	最終学歴	卒業年度	実務経験年数	林業就業参入研修		
技術職員												
小計												
作業職員												
小計												
計												

- 注 1 技術職員は、申請要領 2 の(2)に掲げる者をいい、作業職員の欄に重複しては記載しない。
- 2 技術職員欄は該当する項目に○印を記入する。2つ以上の資格を有するときは、そのうち主な1つの資格欄に記入する。
- 3 ⑤、⑥に該当する技術職員は、森林整備従事経験年数欄にその実務経験年数を記入する。
- 4 作業職員は、従事職員のうち技術職員以外の者をいい、技術職員の欄に重複しては記載しない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

長崎県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 有川新魚目線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町小串郷字宮尾1395番 1 地先から 南松浦郡新上五島町小串郷字ヒラトコ1665番 2 地先まで	前	12. 3～44. 0	385. 5	
	後	5. 6～33. 3	374. 4	

長崎県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町小串郷字宮尾1395番 1 地先から 官公有無番地先（南松浦郡新上五島町小串郷字宮尾1495番 2）まで	令和 6 年12月27日

長崎県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字柳田282番 2 地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字柳田304番 2 地先まで	令和 6 年12月27日

長崎県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字深添332番12地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字深添338番 2 地先まで	令和 6 年12月27日
-----------------	---	--------------

長崎県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原429番 3 地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原486番 2 地先まで	令和 6 年12月27日

長崎県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原548番 2 地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字宿627番 4 地先まで	令和 6 年12月27日

長崎県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 稗木場有田線	東彼杵郡波佐見町村木郷1805番10地先から 東彼杵郡波佐見町村木郷1805番 2 地先まで	令和 6 年12月27日

長崎県告示第635号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和 6 年12月27日

川棚港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可の年月日

令和 6 年12月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名称 長崎県
所在地 長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

(1) 位置

長崎県東彼杵郡川棚町白石郷字城ノ辻1289番2の地先公有水面

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

804.82平方メートル

4 埋立地の用途

港湾施設用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成30年12月21日

長崎県指令29港許第15号

6 閲覧場所

東彼杵郡川棚町中組郷1518-1

川棚町役場

長崎県告示第636号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定公金事務取扱者の指定日

令和6年12月18日

2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3640番地3

公益社団法人長崎県食品衛生協会

3 委託事務

地方自治法第227条の規定に基づき長崎県が徴収する手数料の収納事務

4 委託期間

令和7年1月6日から令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラっとモール

長崎県長崎市川口町70番6

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

J R 西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 森 克明

東京都港区芝五丁目34番 6 号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和 6 年11月29日 ほか

2 届出年月日

令和 6 年12月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から 4 月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
飯盛南部後田	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業 畑地帯総合整備型（担い手支援対策）	令和元年 6 月21日	令和 6 年11月22日

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
駄野	農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業（経営体育成型）	平成30年 8 月30日	令和 4 年12月26日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 1 項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市 長田・小野地区外	令和 7 年 1 月 6 日から 令和 7 年 3 月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 1 項の規定により、南島原市長から公共測量（令和 6 年度 航空写真セットアップ業務委託）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市	令和 6 年12月27日から 令和 7 年 3 月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 2 項の規定により、県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡川棚町小串郷、新谷郷	令和 6 年11月14日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 6 年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
予定契約電力 2, 521kW、予定使用電力量 3, 970, 137kWh
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
予定契約電力 2, 992kW、予定使用電力量 4, 252, 242kWh
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
予定契約電力 2, 668kW、予定使用電力量 4, 253, 192kWh
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
予定契約電力 1, 816kW、予定使用電力量 2, 811, 415kWh

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

(4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表 3・4 に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書（様式任意）に記載している予定契約電力及び予定使用電力量に応じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書（様式任意）を別途添付すること。（入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。）

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネ

ルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年11月27日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-824-1111（内線3000）

（提出期限）令和7年1月27日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

- (2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512（直通）

（提出期限）令和7年1月27日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

4 入札参加条件

- (1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。
- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和7年1月27日 午後5時までに5の部局等に提出すること（書留郵便により、受領期限内必着のこと）。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

（電話）095-894-3323（直通）

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和7年1月27日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和7年2月12日 午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和7年2月13日 午後1時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(長崎地区)	13:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県北地区)	13:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県央地区)	14:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県南・五島地区)	14:30

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁(行政棟)4階 401会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和7年2月12日までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities (Nagasaki area)
Contract:2,521kW, Estimated volume of electricity: 3,970,137kWh.
 - ②Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenhoku area).
Contract:2,992kW, Estimated volume of electricity: 4,252,242kWh.
 - ③Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenou area).
Contract:2,668kW, Estimated volume of electricity: 4,253,192kWh.
 - ④Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kennan and Goto area).
Contract:1,816kW, Estimated volume of electricity: 2,811,415kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (3) Place of supply:
 - ①Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area

- ②Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
- ③Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center
- ④Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:
5:00 p.m. 12 February 2025
- (5) Date and time for the opening of tenders:
 - ①Nagasaki area: 1:30 p.m. 13 February 2025
 - ②Kenhoku area: 1:50 p.m. 13 February 2025
 - ③Kenou area: 2:10 p.m. 13 February 2025
 - ④Kennan and Goto area: 2:30 p.m. 13 February 2025
- (6) Contact point for the notice:
Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
Tel.095-894-3323

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年12月27日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第 6 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第34条 免許状の授与、書換若しくは再交付又は教育職員検定に係る手数料の納入は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによる。	第34条 免許状の授与、書換若しくは再交付又は教育職員検定に係る手数料の納入は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）及び長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の定めるところによる。

様式

様式第 3 号（第16条-第25条関係）

様式第3号（第16条-第25条関係）
・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

教育職員免許状											
(授与・追加) (交付) (検 定) 願											
長崎県教育委員会 様 年 月 日											
(※自署)氏 名											
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。											
本 籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日							
現 住 所	県			市	町	番地	番 号				
受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類 教科、特別支援教育領域又は事項											
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭 専修・1種・2種 特 別 ・ 臨 時											
連絡先	TEL			※			職員番号（6桁）				
勤務校				勤務校が長崎県内の 公立学校の場合							
誓 約 書											
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。											
年 月 日											
(※自署)氏 名											
根 拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8			免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18							
機 関	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条			施 1 条 号							
判 定	施 2 条 号 法 5 条										
合 格	授与年月日			年 月 日			原簿番号				
不 合 格	不 合 格 の 理 由										

- 注1 大欄内のみ記入。枠外は記入しないこと。
注2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。
注3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

受 付

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した＜納付済証＞を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の＜納付済証 照合票＞を貼付
貼付箇所	貼付箇所

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った＜利用明細書（レシート）＞のうちの1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した＜納付済証＞と納付書の控え部分から切り離した＜納付済証 照合票＞の2つを貼付

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

記入上の注意

- 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。
 - 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 授与・追加・交付・検定の区分
 - 授与・追加願 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合（授与）を赤○で囲むこと。
 - 交付願 施行法第1条による場合（交付）を赤○で囲むこと。
 - 検定願 (1)及び(2)以外の根拠による場合（検定）を赤○で囲むこと。
- 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。
- 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域又は事項を記入すること。
- 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。
- 手数料
 - 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納付すること。

様式

様式第 3 号（第16条-第25条関係）

様式第3号（第16条-第25条関係）

長崎県収入証紙
貼 付 箇 所

教育職員免許状											
(授与・追加) (交付) (検 定) 願											
長崎県教育委員会 様 年 月 日											
(※自署)氏 名											
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。											
本 籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日							
現 住 所	県			市	町	番地	番 号				
受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類 教科、特別支援教育領域又は事項											
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭 専修・1種・2種 特 別 ・ 臨 時											
連絡先	TEL			※			職員番号（6桁）				
勤務校				勤務校が長崎県内の 公立学校の場合							
誓 約 書											
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。											
年 月 日											
(※自署)氏 名											
根 拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8			免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18							
機 関	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条			施 1 条 号							
判 定	施 2 条 号 法 5 条										
合 格	授与年月日			年 月 日			原簿番号				
不 合 格	不 合 格 の 理 由										

- 注1 大欄内のみ記入。枠外は記入しないこと。
注2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。
注3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

法 裁	課 長	総務課長	参 事	課長補佐	係 長	課 員	取扱い	受 付

(裏面)

記入上の注意事項

- 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。
 - 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 授与・追加・交付・検定の区分
 - 授与・追加願 免許法別表第1、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合（授与）を赤○で囲むこと。
 - 交付願 施行法第1条による場合（交付）を赤○で囲むこと。
 - 検定願 (1)及び(2)以外の根拠による場合（検定）を赤○で囲むこと。
- 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。
- 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域又は事項を記入すること。
- 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。
- 手数料
 - 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納付すること。
 - 長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること（割印をしないこと。）。

様式第10号（第26条関係）

様式第10号（第26条関係）
・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育職員免許状書換願									
長崎県教育委員会 様 年 月 日 (※自署)氏 名									
私は、 年 月 日付けで、下記のとおり身上を異動したため、教育職員免許状を書き換えていただきたいので、免許状、戸籍抄本を添えてお願いします。									
現住所	県 市 町 番地			郡 村 番 号					
連絡先	TEL	— —		※勤務校が長崎県内の公立学校の場合		職員番号（6桁）			
勤務校									
		本籍地			氏 名				
異動前		都・道・府・県							
異動後		都・道・府・県							
書き換えようとする免許状の種類						教科、特別支援教育領域又は事項			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。（押印不要）
2 手数料は免許状1件につき長崎県手数料条例に定める額を納入すること。

受 付

（裏面）

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した＜納付済証＞を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の＜納付済証 照合票＞を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 手数料収納窓口で受け取った＜利用明細書＞を貼付
貼付箇所	貼付箇所

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った＜利用明細書（レシート）＞のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した＜納付済証＞と納付書の控え部分から切り離した＜納付済証 照合票＞の2つを貼付

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第10号（第26条関係）

様式第10号（第26条関係）

長崎県収入証紙
貼 付 箇 所

教育職員免許状書換願									
長崎県教育委員会 様 年 月 日 (※自署)氏 名									
私は、 年 月 日付けで、下記のとおり身上を異動したため、教育職員免許状を書き換えていただきたいので、免許状、戸籍抄本を添えてお願いします。									
現住所	県 市 町 番地			郡 村 番 号					
連絡先	TEL	— —		※勤務校が長崎県内の公立学校の場合		職員番号（6桁）			
勤務校									
		本籍地			氏 名				
異動前		都・道・府・県							
異動後		都・道・府・県							
書き換えようとする免許状の種類						教科、特別支援教育領域又は事項			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			
幼・小・中・高・盲・聾・養護・特別支援						専修・1種・2種			
特殊教科・自立教科等・養護教諭・栄養教諭						特 別 ・ 臨 時			

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。（押印不要）
2 手数料は免許状1件につき長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所貼付すること。

課 長	副課長	課長補佐	係 長		取扱者	受 付

様式第11号（第26条関係）

長崎県収入証紙
貼付箇所

[illegible]

教育職員免許状再交付願									
長崎県教育委員会 様					年 月 日				
(※自署) 氏 名 ふりがな									
私は、下記の教育職員免許状を紛失（汚損・破損）いたしましたので再交付して下さるようお願いいたします。									
本 籍	都・道 府・県		生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日				
現 住 所	県		市	町	番地				
連 絡 先	TEL		— —		※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合			職員番号（6 桁）	
勤 務 校									
再交付を受けようとする免許状の種類				教科、特別支援 教育領域又は事項	番 号	授 与 年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭・栄養教諭				専修・1種 2種・特別 臨時	第 号	年 月 日			
紛失（汚損・破損）の事由									

受 付

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 <u>領収証書から切り離したく納付済証></u> <u>を貼付</u>	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側のく納付済証 照合票 > を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 <u>手数料収納窓口で受け取ったく利用明細書></u> <u>を貼付</u>
貼付箇所	貼付箇所

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

教育職員免許状再交付願									
長崎県教育委員会 様					年 月 日				
(※自署) 氏 名					ふりがな				
私は、下記の教育職員免許状を紛失（汚損・破損）いたしましたので再交付して下さるようお願いします。									
本 籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日					
現 住 所	県		市	町	番地	番 号			
連絡先	TEL		—		※ 勤務校が長崎県内の 公立学校の場合		職員番号（6 桁）		
勤務校									
再交付を受けようとする免許状の種類				教科、特別支援 教育領域又は事項		番 号		授 与 年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
幼・小・中・高・盲・聾・養護 特別支援・特殊教科 自立教科等・養護教諭、栄養教諭		専修・1種 2種・特別 臨時				第 号		年 月 日	
紛失（汚損・破損）の事由									

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。（押印不要）
 2 手数料は免許状1件につき長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。
 3 汚損・破損の場合は原本を添付すること。

決 裁	課 長	副課長	課長補佐	係 長		取扱者	受 付

様式第12号（第27条関係）

様式第12号（第27条関係）
・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

教育職員免許状授与(交付)証明願									
年 月 日									
長崎県教育委員会 様									
(※自署) 氏 名									
私は.....のため必要がありますので下記教育職員免許状の授与(交付)証明書を.....通交付してくださるようお願いします。									
本 籍	都・道府・県	生 年	明・大	年 月 日					
現 住 所	県	市	町	番 地 番 号					
連 絡 先	TEL	—	—	※勤務校が長崎県内の公立学校の場合					
勤 務 校	職員番号(6桁)								
証明を受けようとする免許状の種類									
教科、特別支援教育領域又は事項									
番号									
授与年月日									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)
2 手数料として、長崎県手数料条例に定める額を納入すること。
(上記に記入された免許を1通で証明します。)

受 付

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した<納付済証> を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票> を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 手数料収納窓口で受け取った<利用明細書>を 貼付
貼付箇所	貼付箇所

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第12号（第27条関係）

様式第12号（第27条関係）

長崎県収入証紙
貼 付 箇 所

教育職員免許状授与(交付)証明願									
年 月 日									
長崎県教育委員会 様									
(※自署) 氏 名									
私は.....のため必要がありますので下記教育職員免許状の授与(交付)証明書を.....通交付してくださるようお願いします。									
本 籍	都・道府・県	生 年	明・大	年 月 日					
現 住 所	県	市	町	番 地 番 号					
連 絡 先	TEL	—	—	※勤務校が長崎県内の公立学校の場合					
勤 務 校	職員番号(6桁)								
証明を受けようとする免許状の種類									
教科、特別支援教育領域又は事項									
番号									
授与年月日									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									
幼・小・中・高・盲・聾・養護									
特別支援・特殊教科									
自立教科等・養護教諭・栄養教諭									
臨時									

注1 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと。(押印不要)
2 手数料として、長崎県手数料条例に定める額の長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること。
(上記に記入された免許を1通で証明します。)

決 裁	課 長	副 課 長	参 事	課 長 補 佐	係 長	課 員	取扱者	受 付
-----	-----	-------	-----	---------	-----	-----	-----	-----

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に定める様式のうち、この規則で定める様式に対応する様式については、この規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト